

令和 6 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 6 年 3 月 4 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 6 年 3 月 1 5 日 (金) 1 4 時 0 0 分
閉 会	令和 6 年 3 月 1 5 日 (金) 1 4 時 5 3 分
出 席 議 員	議 長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男 2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文 4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦 6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明 8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時次郎 1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊 住 民 課 長 人権・同和対策室長 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋 都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ ども 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 山 本 孝 議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁

会 議 録

令和6年第1回定例会

[閉会日]

令和6年3月15日（金）

開 議	
議 長	皆さん、こんにちは。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (14:00)
日程第1	
議 長	日程第1 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	こんにちは。 本日は、令和6年第1回定例会の最終日でございますが、開会日をお願いしておりましたように追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、追加議案等5件の提案理由の説明を申し上げます。 同意第2号、筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、筑前町教育委員会の委員である岡松明子氏が、令和6年5月27日をもって任期満了となるため、後任として小能見深雪氏を任命することについて、議会の同意を求めるものです。 同意第3号、筑前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現在の筑前町農業委員会委員の任期が令和6年3月21日をもって任期満了となるため、新たに委員を任命することについて、議会の同意を求めるものです。 議案第26号、筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、大刀洗平和記念館を行政組織として明確に位置づけることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 議案第27号、筑前町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 議案第28号、令和5年度筑前町一般会計補正予算（第14号）につきましては、歳出予算及び繰越明許費の追加補正を行うものです。 歳出予算のうち増額補正するものは、町長公用車購入経費585万1,000円の増、減額補正するものは、公共施設等整備基金の元金積立585万1,000円の減です。 以上が、追加議案等の提案理由です。 慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。 よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第6号「町道の路線認定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。

	これから、議案第6号「町道の路線認定について」を採決します。 議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第7号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第7号「公の施設の指定管理者の指定について」を採決します。 議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第8号「筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」 を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の9ページです。 附則で、この条例は令和6年5月1日から施行するとありますが、4月1日から でないのは、なぜなのでしょう。
議 長	住民課長
住民課長	お答えします。 今回の印鑑条例の一部改正につきましては、コンビニ交付サービス提供開始の現 在の予定日であります5月1日からとさせていただいております。現在のところ、 順調に手続き等進んでおりますので、5月1日とさせていただいておりますが、途 中で何かJ-LIS等のほうから遅延等があれば、少し遅れる場合もございますが、 現在のところは、令和6年の5月1日開始で進めさせていただいております。 よろしくお願いいたします。
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第8号「筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」 を採決します。 議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。

	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第5	
議長	日程第5 議案第9号「筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の12ページです。 附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとありますが、遡及して支給はされないのでしょうか。お尋ねをいたします。
議長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 結論から申し上げますと、遡及は行わず、令和6年4月1日施行とさせていただきます。 この案件につきましては、議案説明でも申し上げましたが、県内自治体の状況を踏まえ、職員の同様案件とは別に、時間をかけ、報酬のベースアップ、手当の支給月数の改正、新たな勤勉手当の導入など、本町職員労働組合とも交渉を重ねた上での妥結、双方確認書も取り交わしとなっており、次年度以降につきましては未定でございますが、これまでの経過を踏まえての今回の一部改正としておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
議長	河内議員
河内議員	正規職員は遡及して引き上げ分が支払われたにもかかわらず、非正規職員について遡及しないのは、同一労働同一賃金や職員平等の原則に反するのではないのでしょうか。お尋ねします。
議長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほども申し上げましたが、その点も含めまして、交渉を重ねた上での結論と達しておりますので、今回の一部改正の提案とさせていただきます。 以上でございます。
議長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 国は、会計年度任用職員の給与改定について、常勤職員に準じ4月に遡及して支給するよう、昨年5月2日に総務省給与能率推進室長通知を出し、給与改定の閣議決定に合わせて発出した10月20日付の総務副大臣通知でも、同様に基本として適切に対処することと強調しています。 4月に遡って給与を改定する自治体は5割を超えています。 4月に遡って適用すべきであり、反対を表明し、討論とします。
議長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 寺原議員
寺原議員	本条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。 今回の会計年度任用職員の報酬、手当等に関する条例の一部改正については、県内自治体の状況も踏まえ、報酬の改定、期末手当の支給月数の改正、新たな勤勉手当の導入など、本町の職員労働組合とも交渉を重ねた上で、現状改善に向けて、双方確認しての今回の一部改正となっております。

	今後も、会計年度任用職員の処遇改善については継続して行っていくことで、今回の一部改正については現状改善がなされているとみなし、賛成討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第9号「筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第10号「筑前町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案の説明の中で、総務課長は、第2号はフルタイムという会計年度任用職員であって、現在は該当なしということでしたが、今後、フルタイムの会計年度任用職員の採用の予定はあるのか、お尋ねをします。
議 長	総務課長
総務課長	現在もフルタイムの会計年度任用職員は採用しておりません。 次年度につきましても、予定はございませんが、それ以降につきましても、また職場の現状等を踏まえまして、必要であれば採用するという形にもなるかもしれませんが、現時点では、フルタイムの、6年度についても採用の予定はございません。 以上でございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号「筑前町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第11号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。

	これから、議案第１１号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第１１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第８	
議 長	日程第８ 議案第１２号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。 なお、本議案における「筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例」につきましては、地方自治法の規定により、条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされているため、３月４日付文書により、議長から監査委員に対し意見聴取を行いました。 その回答につきましては、机上に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１２号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。 議案第１２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第９	
議 長	日程第９ 議案第１３号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１３号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。 議案第１３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議 長	举手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 0	
議 長	日程第 1 0 議案第 1 4 号「令和 5 年度筑前町一般会計補正予算（第 1 3 号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 1 4 号「令和 5 年度筑前町一般会計補正予算（第 1 3 号）について」を採決します。 議案第 1 4 号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	举手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 1	
議 長	日程第 1 1 議案第 1 5 号「令和 5 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 1 5 号「令和 5 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。 議案第 1 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	举手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 2	日程第 1 2 議案第 1 6 号「令和 5 年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 1 6 号「令和 5 年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

	2号)について」を採決します。 議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第13	
議 長	日程第13 議案第17号「令和5年度筑前町下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第17号「令和5年度筑前町下水道事業会計補正予算(第2号)について」を採決します。 議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第14	
議 長	日程第14 議案第18号「令和5年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第18号「令和5年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号)について」を採決します。 議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第15～ 日程第21	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第15から日程第21までを一括議題とします。 一括議題とした日程第15 議案第19号から日程第21 議案第25号について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。 寺原委員長

寺原委員長	予算審査特別委員会委員長として、会議規則第75条の規定により、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。 お手元に配付しております議会提出議案書1ページをご覧ください。 本会議で一括議題として付託されました議案第19号から議案第25号につきまして、3月11日及び12日に委員会を開催し、審議をいたしました。 慎重に審査した結果、委員会審査報告書のとおり、本件は原案のとおり可決されました。 以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。
議 長	委員長の報告が終わりました。 一括議題とした議案に対する委員長の報告は、原案可決です。 予算審査特別委員会において詳細な質疑がなされたので、質疑を省略します。 議案第19号「令和6年度筑前町一般会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 高齢者への補聴器助成、带状疱疹ワクチン助成など、新たな施策については評価できますが、この物価高騰が続く中、畜産業者への物価高騰対策の打切りがされています。畜産業者のなりわいが立ち行かなくなり、廃業に追い込まれる事業者が出るのではと危惧されます。 また、一つの任意団体にすぎない部落解放同盟への600万円を超える補助金、しかも、そのほとんどが人件費として支出されています。しかも、削減に向けての協議もされていないということです。これは、到底町民の理解を得られるとは思えません。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 柳議員
柳 議 員	部落解放同盟への補助金の件につきまして、賛成の立場から討論いたします。 差別の解消、人権擁護の取り組みなどは、行政機関だけではなく、運動体を含む各種団体や自治組織などとの連携が重要でございます。部落解放同盟に関しましても、そういった目的を持って設置されていると考えますし、活動実態の審査や会計指導などが行われており、補助は適正なものと認められます。 よって、令和6年度一般会計予算に賛成の意思を表明して、討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第19号「令和6年度筑前町一般会計予算について」を採決します。 議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第20号「令和6年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 ここ何年かは、保険税の引き上げにより、一般会計からの法定外繰り入れなしで黒字を続け、基金に積み立てをしています。少なくとも、黒字分は基金に積み立て

	るのではなく、高過ぎる保険税の引き下げに使うべきと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 山本一洋議員
山本一洋議員	賛成の立場で討論いたします。 地域住民の健康維持、増進に重要な役割を果たしている国民健康保険税は、基金繰り入れなどを行いながら、令和6年度当初予算においても、安定した国保財政運営に努めており、重症化予防や医療抑制のため、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上対策をはじめ、健康寿命延伸を目指した健康増進事業などの予算編成となっています。 今後の医療費抑制効果に期待し、適正な内容と判断し、賛成討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第20号「令和6年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を採決します。 議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第21号「令和6年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 後期高齢者医療保険の被保険者は、年金だけという方々がほとんどです。しかも、後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の被保険者が増えるごとに保険料が上がっていく仕組みになっています。年金は、毎年毎年引き下げられ、物価高騰が続く中で保険料の引き上げは、高齢者の生活そのものを破壊しかねません。命をないがしろにする負担増には断固反対をします。 そもそも、75歳という年齢だけで医療差別をする後期高齢者医療保険制度に反対であり、一日も早く元の老人保健制度に戻すべきと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 池松議員
池松議員	賛成の立場で討論いたします。 筑前町の1人あたりの後期高齢者医療費は県内で上位に位置しており、大きな課題を抱えている状況にあります。この対策として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業や、集団健診、重症化予防の各事業の実施により、早期発見、早期治療を促進し、医療費抑制の取り組みに努めており、これに連携する予算編成ともなっています。 このことから、広域連合と連携しながら、適正に業務遂行し、高齢者の方々に安心して必要な医療を受けていただく適正な内容と判断し、賛成討論とします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第21号「令和6年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決します。 議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議 長	挙手多数です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２２号「令和６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 平成２８年が償還期限となっている住宅新築資金等貸付事業です。本来なら、平成２８年度には完了していなければならない事業です。それがいまだに５１件、１億円以上もの貸し付け残が残っているということです。このままの推移でいけば、完納まであと２５年もかかるという説明でした。本当にこれでいいのでしょうか。 このままでは、貸し付け時の経緯もよく分からない、後続く職員の負担が大きくなることは目に見えています。法的手段に訴えてでも、早期の解決が必要と考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 木村議員
木村議員	賛成の立場で討論いたします。 令和６年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算においては、貸付金の早期回収を図るための専門知識を持つ弁護士の活用や収納対策アドバイザーの活用と、面談による納付計画の見直しなどに必要なものであり、効果的な事務遂行がされるための適切な予算だと考えます。 よって、賛成討論とします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第２２号「令和６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を採決します。 議案第２２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
議 長	挙手多数です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２３号「令和６年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２３号「令和６年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を採決します。 議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２４号「令和６年度筑前町下水道事業会計予算について」討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。

	これから、議案第２４号「令和６年度筑前町下水道事業会計予算について」を採決します。 議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２５号「令和６年度筑前町水道事業会計予算について」討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２５号「令和６年度筑前町水道事業会計予算について」を採決します。 議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第２２	
議 長	日程第２２ 同意第２号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	同意第２号について、議案書３ページをお願いいたします。 同意第２号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」次の者を筑前町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。 本日付提出、町長名です。 氏 名 小能見深雪 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由は、町長説明のとおりです。 なお、小能見深雪氏の経歴等につきましては、別添参考資料１ページでご確認いただければと思います。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、同意第２号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。 同意第２号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 2 3	
議 長	日程第 2 3 同意第 3 号「筑前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 農業委員会事務局長
農業委員会事務局長	追加議案書の 4 ページをお願いします。 同意第 3 号「筑前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」次のとおり、筑前町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございますので省略させていただきます。 議案書の 5 ページをお開きください。 1 か月の公募期間を経て、筑前町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、評価要綱及び評価基準に基づき採点を実施し、候補者となった 19 名の名簿でございます。 なお、資料がございますので、追加議案書、参考資料の 2 ページ、3 ページをお開きください。 候補者 19 名の経歴書でございます。ご確認をお願いいたします。 なお、委員の任命期間につきましては、令和 6 年 3 月 22 日から令和 9 年 3 月 21 日までの 3 年間でございます。 以上、よろしくをお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、同意第 3 号「筑前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。 同意第 3 号は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 2 4	
議 長	日程第 2 4 議案第 26 号「筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案第 26 号について、議案書 6 ページをお願いします。

	議案第26号「筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由につきましては、町長説明のとおりですので省略いたします。 議案書7ページから8ページの新旧対照表をお願いいたします。 今回の改正につきましては、現行の行政組織条例では、大刀洗平和記念館は位置づけられておらず、現行、企画課の事務分掌の中で、平和事業に関すること位置づけされており、事務命令及び事務決裁等に支障も出ていることもあり、この現状を改善するために、大刀洗平和記念館を組織として明確化し、管理運用していくものです。 このことにより、改正案第1条で「大刀洗平和記念館」を追加し、第2条の事務分掌でも「大刀洗平和記念館」を追加し、「大刀洗平和記念館に関すること。」「平和事業に関すること。」この2つを事務分掌として追加し、現行の企画課の事務分掌から「平和事業に関すること。」を削除するものです。 8ページ。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。 以上で、説明を終わります。 よろしく申し上げます。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 木村議員
木村議員	この大刀洗平和記念館は、何人体制でやられるのか、お願いします。現行より増える。
議 長	総務課長
総務課長	お答えします。 令和6年4月1日より、職員2名体制で予定をしております。 以上でございます。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第26号「筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第25	
議 長	日程第25 議案第27号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 税務課長

税務課長	追加議案書の9ページをお願いします。 議案第27号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりですので省略いたします。 10ページをお願いいたします。 新旧対照表です。 筑前町税条例の一部を改正する条例。 筑前町税条例の一部を次のように改正する。 改正案をご覧ください。 附則第5条の2につきましては、令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について受けた損失の金額について、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度分の個人町民税において雑損控除の適用対象とすることができる特例を新たに規定するものです。 11ページをお願いします。 附則第6条です。 地方税法の条ずれ改正に対応するものです。 最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。 以上で、説明を終わります。 よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第27号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第26	
議 長	日程第26 議案第28号「令和5年度筑前町一般会計補正予算（第14号）について」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書12ページをお開きください。 議案第28号「令和5年度筑前町一般会計補正予算（第14号）について」令和5年度筑前町一般会計補正予算（第14号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名です。 別冊の令和5年度一般会計補正予算（第14号）、3ページをお開きください。 令和5年度筑前町の一般会計補正予算（第14号）は次に定めるところによる。

	第1条の歳出予算の補正は、第1表、歳出予算補正による。 第2条の繰越明許費の補正は、第2表、繰越明許費補正によるものです。 4ページをお願いします。 第1表、歳出予算補正です。 今回の補正は、歳出予算の補正のみとなりますが、同額の増減により、補正後の総額は145億3,442万円のまま変更はありません。 5ページです。 第2表、繰越明許費補正につきましては、本年度中に事業が終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して支出を行うものです。 上から順に、事業名、低所得世帯への追加給付事業、金額2,258万3,000円、低所得（均等割）世帯への給付事業、1,856万9,000円、低所得世帯へのこども加算事業、744万3,000円です。 それでは、事項別明細書により、歳出から説明いたします。 7ページをお願いします。 補正内容は、町長公用車購入経費の増額と、公共施設等整備基金積立金を同額減額するものです。 2款1項1目一般管理費、585万1,000円の増。公用車の自賠責保険料1万6,000円と、自動車購入費583万5,000円です。 10目公共施設等整備基金費、585万1,000円の減は、補正予算（第13号）で最終的な調整として積立金の増額を行っていたものを、今回の増額補正に合わせて同額を減額するものです。 以上で、説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第28号「令和5年度筑前町一般会計補正予算（第14号）について」を採決します。 議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第27	
議 長	日程第27 「議会運営委員会閉会中の所掌事務継続調査申出書」を議題とします。 議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りしたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 （異議なし）

議 長	異議なしと認めます。 したがって、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
日程第 2 8	
議 長	日程第 2 8 「常任委員会の閉会中の所管事務継続調査申出書」を議題とします。 各常任委員会委員長から、会議規則第 7 3 条の規定によって、お手元にお配りしたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
閉 会	
議 長	これで本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	令和 6 年筑前町議会第 1 回定例会閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。 令和 6 年度一般会計をはじめ全ての議案、慎重審議の上、可決いただきました。特に、新年度予算につきましては、特別委員会設置での詳細審議の上での可決でございました。ありがとうございます。 新年度は、予算でも示しましたとおり、過去最大規模の積極予算でございます。現実となった少子高齢社会や、喫緊の社会情勢への対応である環境・食料・経済をも視野に入れた予算でもございます。中でも、食と平和・教育、さらに本町ならではの人口増が続く現状も踏まえた施策でもございます。 しかしながら、賃金、物価高に伴う経費の動向、それに見合った税收、交付金等の増となり得るか、例年以上に収支のかじ取りが予断を許さない 1 年になろうかと推測されます。 まちづくりは生き物であります。情報収集等緊張感を持ち、20 周年の筑前町を住民・議会・行政協働で推進することを確認する定例会でもあったと総括し、お礼の挨拶とさせていただきます。 お疲れさまでした。 ありがとうございました。
議 長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和 6 年第 1 回筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れさまでした。 (1 4 : 5 3)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長 田 中 政 浩

2 番 議 員 池 松 和 彦

3 番 議 員 原 口 博 文